

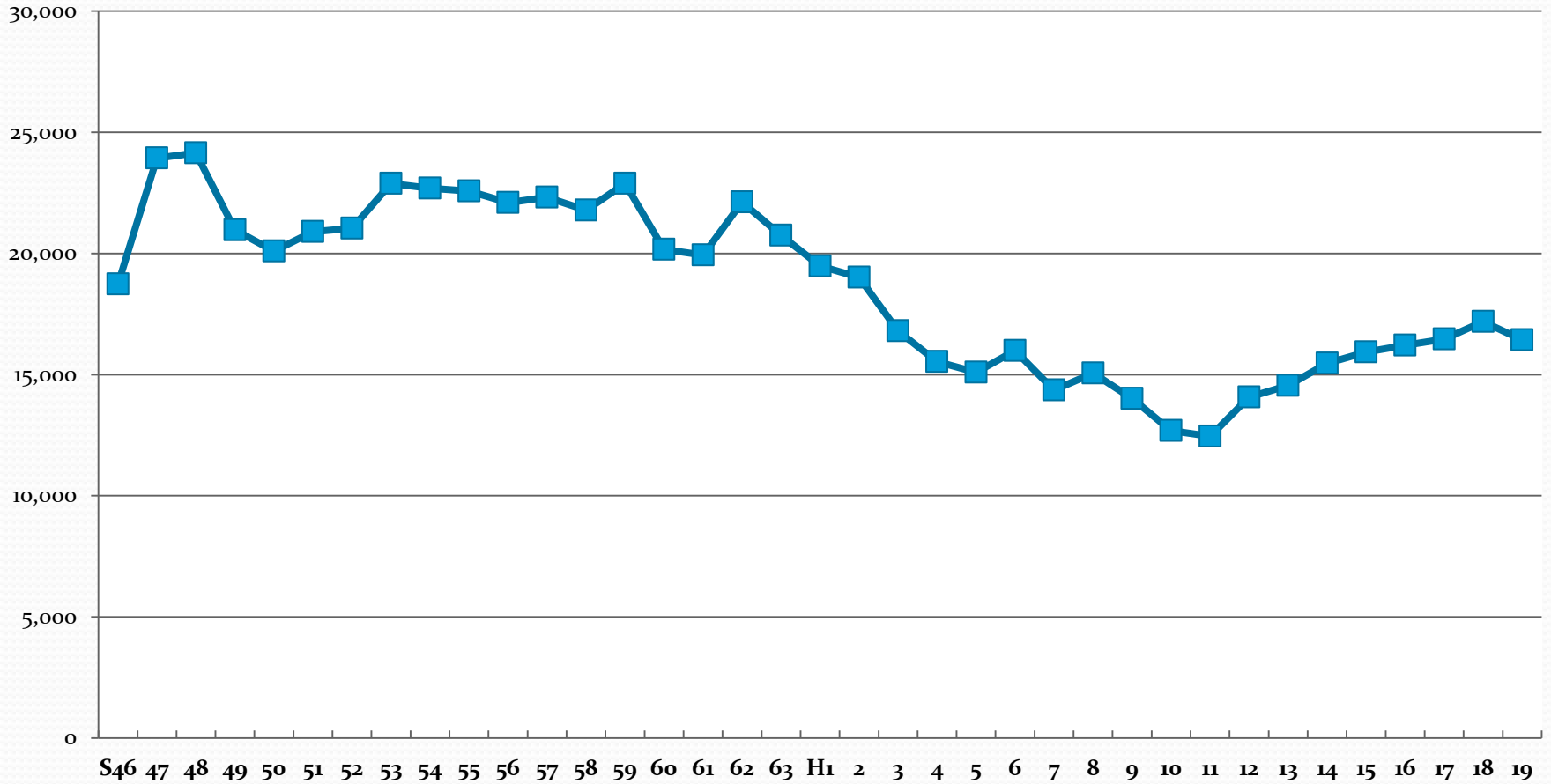
# 国の騒音行政に関する課題と展望

環境省 水・大気環境局 大気生活環境室  
室長 土居 健太郎

# 1. 騒音の現状

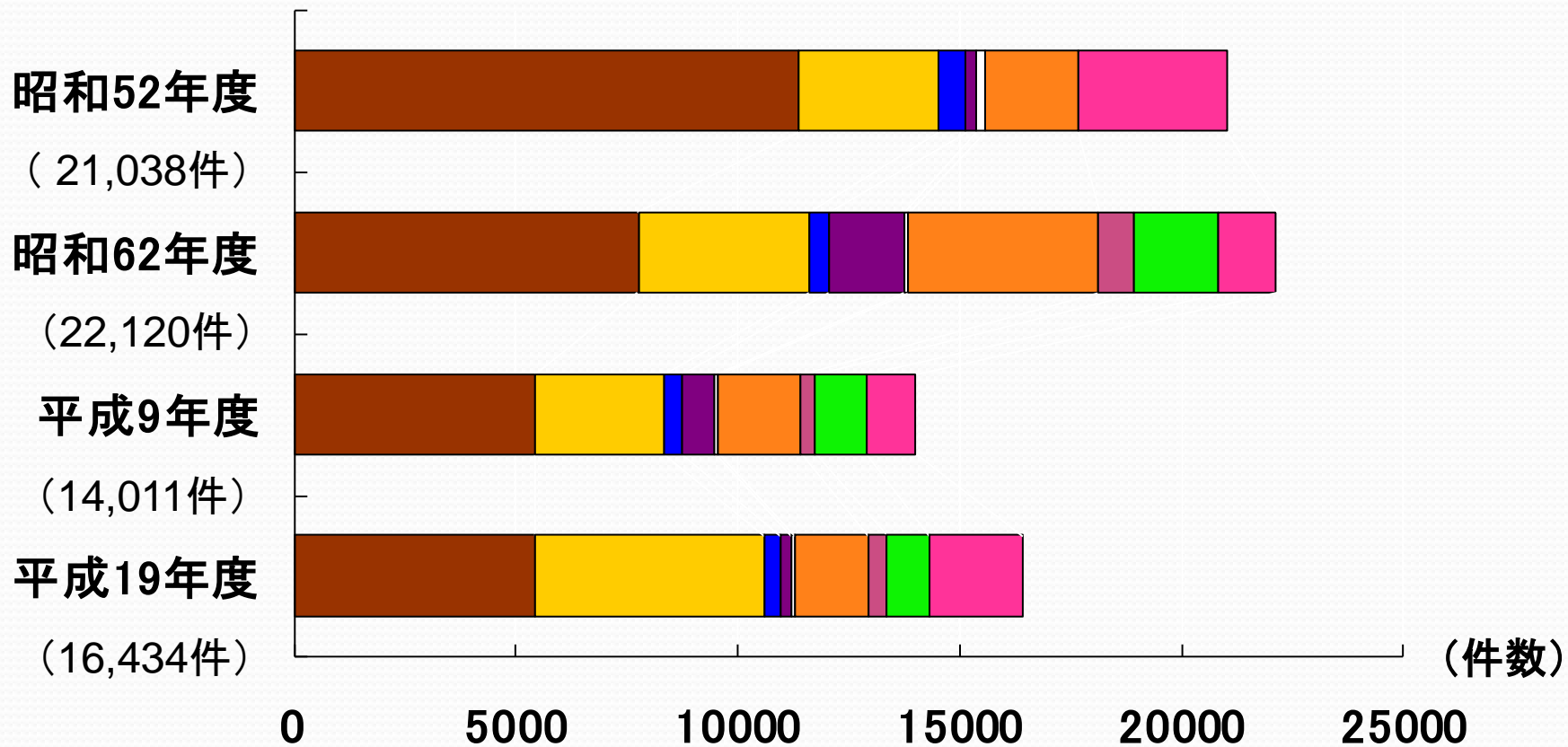
# 騒音苦情件数の推移

(件)

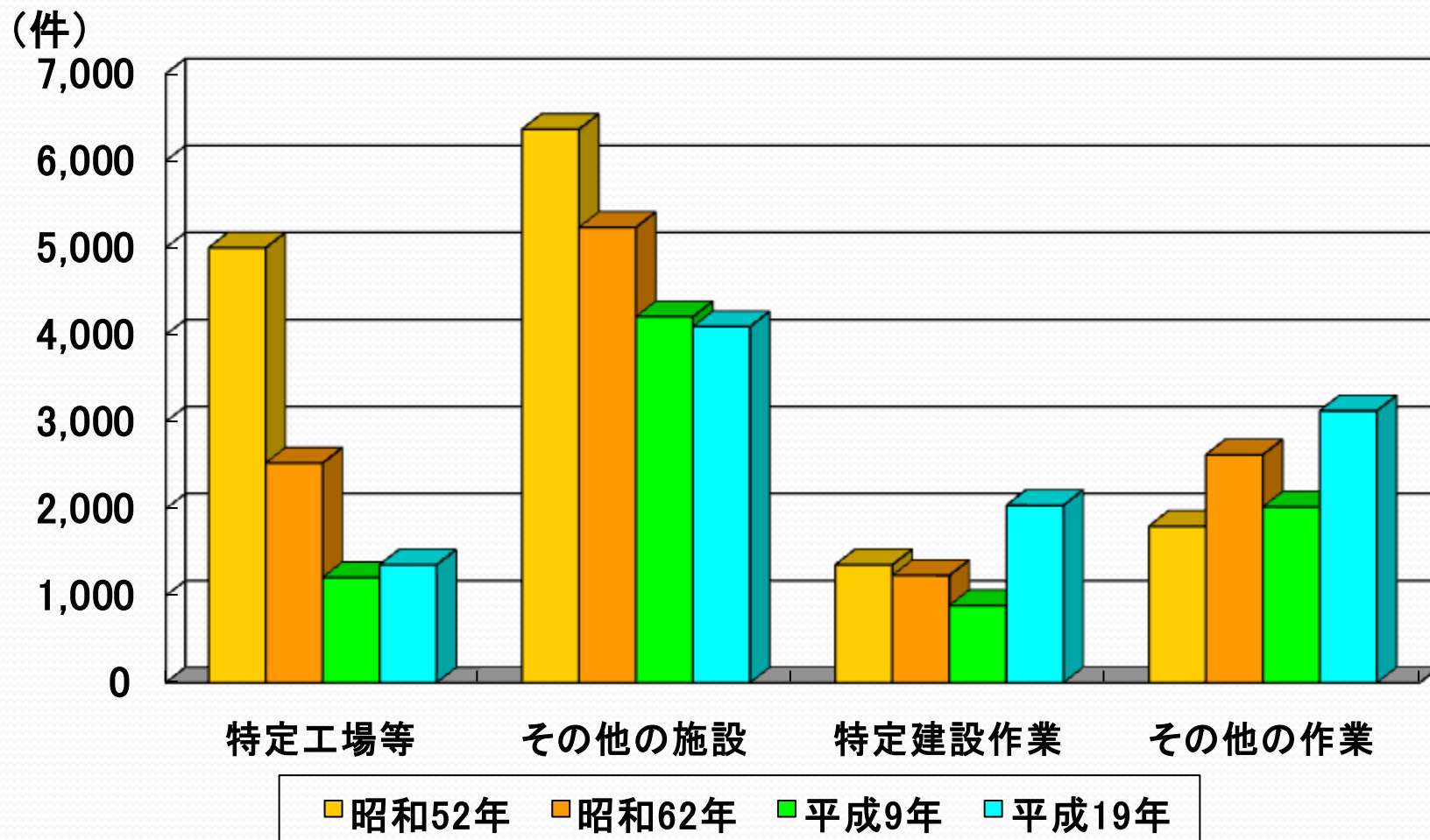


(年度)

# 騒音苦情の内訳



# 特定工場・特定建設作業の苦情



## 2. 騒音規制の課題

# 騒音規制法の規制対象施設の在り方

＜平成8年11月＞

騒音規制法の規制対象施設の在り方について(中環審中間答申)

「ボイラ、冷凍機及び冷却塔は、

規制対象施設への追加等について更に検討が必要な施設」

＜平成16年10月＞

規制改革・民間開放推進3カ年計画

「スクリー式圧縮機を規制対象外とすべき」(経団連)



スクリー式圧縮機



ボイラ



冷凍機



冷却塔

＜平成19年6月＞

○中央環境審議会騒音振動部会において、改めてボイラ、冷凍機、冷却塔、スクリー式圧縮機の4施設について騒音振動部会騒音未規制施設専門委員会で審議いただくこととした。

# 特定施設の追加等に関する基本的な考え方

特定施設の追加等に関しては、以下の観点を踏まえ、総合的に判断するものとする。

## (選定要件)

- (a) 発生する騒音レベルが、屋内・屋外において一定以上であること。
- (b) 施設に係る騒音苦情件数が一定以上であること。
- (c) 地方公共団体の条例等による規制が多いこと。(地方公共団体の意向についても留意。)
- (d) 施設の設置数が全国的に普及していること。
- (e) 規制以外の手法による対応ができないこと。

## (配慮事項)

- ① 効果的な防音対策が合理的費用で実施できること。
- ② 小規模事業者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないこと。
- ③ 対象となる施設数等の観点から規制を履行することが可能であること。
- ④ その他

※特定施設からの除外についても個別・具体的に検討。



# 未規制施設等の低騒音化に向けた対応

## ○ボイラ、冷凍機について

現時点では規制の対象とすることは適当ではない、

今後とも引き続き、規制以外の手法である「騒音ラベリング制度」や「設置ガイドライン」等の対応も含め、施設の低騒音化に向けた在り方を幅広く検討する必要がある。

## ○冷却塔について

冷却塔については、原動機の定格出力が7.5kw以上の送風機を有するものを特定施設として明確にする必要がある。

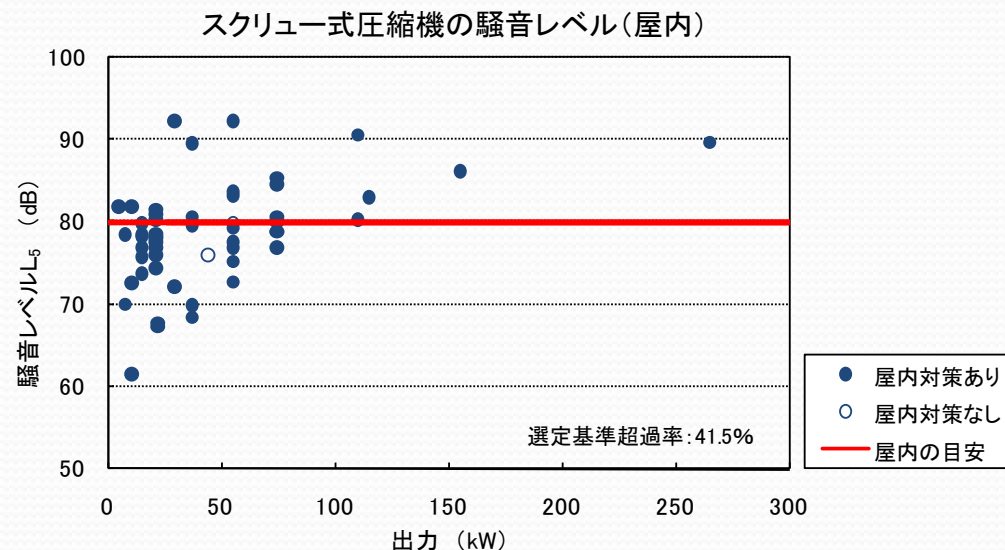
また、7.5kw未満のものについては、規制以外の手法である「騒音ラベリング制度」や「設置ガイドライン」等の対応を含め、施設の低騒音化に向けた在り方を幅広く検討する必要がある。

# 未規制施設等の低騒音化に向けた対応

## ○スクリー式圧縮機について・・・除外検討施設

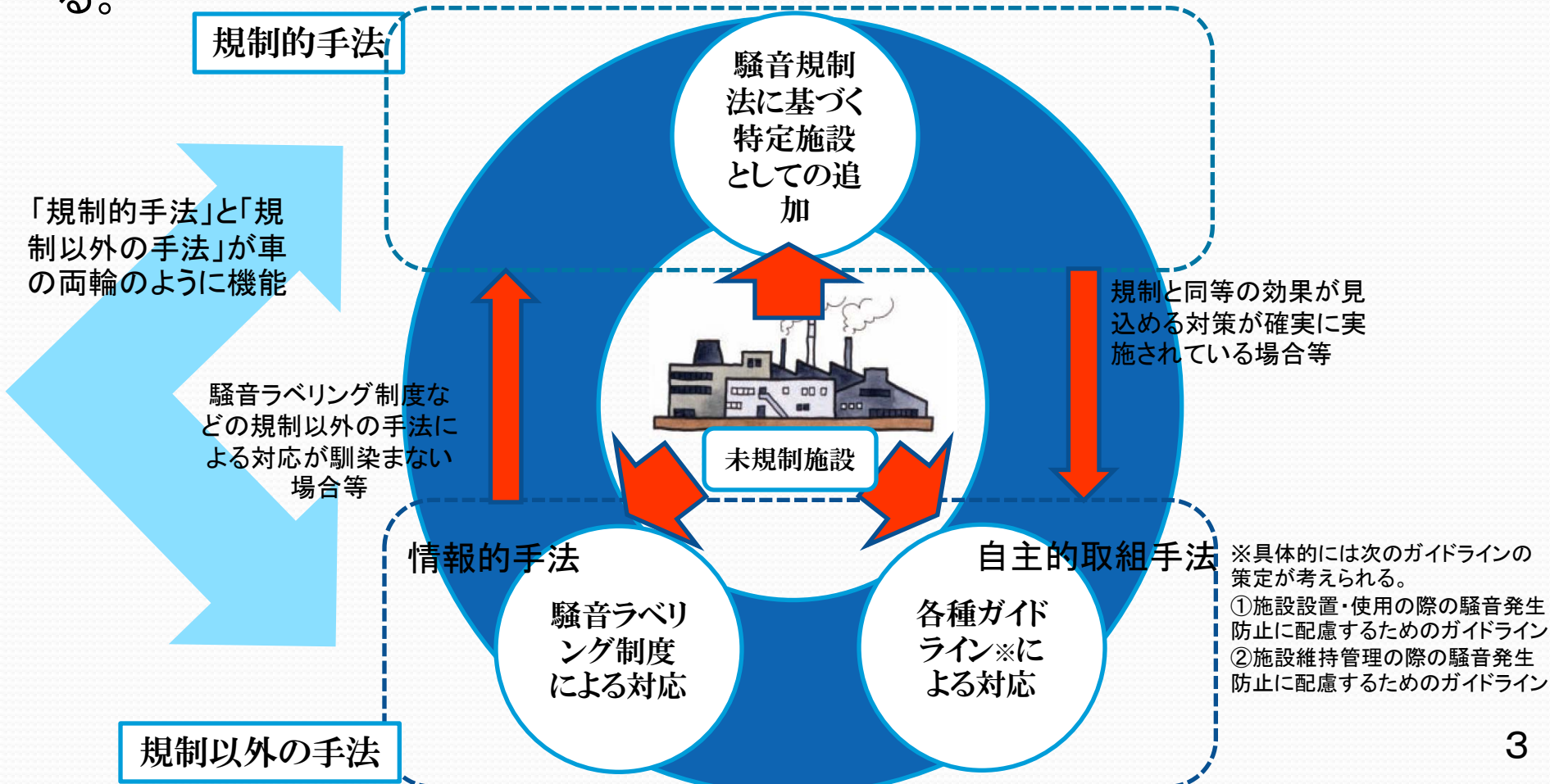
現時点では、騒音規制法の規制対象から除外することは適当ではない

低騒音化に向けた取り組みがなされていることから、規制以外の手法である「騒音ラベリング制度」や「設置ガイドライン」等の検討も併せて進め、効果的かつ効率的な施設の低騒音化に向けた在り方を幅広く検討する必要がある



# 規制以外の騒音対策手法の導入に関する方針

- 今後の工場・事業場における騒音対策の推進に当たっては、従前からの規制的手法とともに、情報的手法としての「騒音ラベリング制度」や自主的取組手法である「各種ガイドライン」等の規制以外の手法について検討することが適当である。



# 未規制施設等の低騒音化に向けた取り組み

## 騒音ラベリング制度

- ・メーカー側における低騒音化の取組や設置者側における低騒音機器の導入を促す制度
- ・小規模な事業者において設置され、施設の設置台数が多い施設等についても、当該設置者の騒音防止対策を講じる際の負担を軽減する効果も期待され、規制的手法が馴染まない施設についても低騒音化を着実に図ることが期待できる手法

### 米国の取り組み

◎米国EPA(Environment Protection Agency)によりNoise Control Act(騒音規制法)に基づいた騒音ラベリング制度が1979年から施行されている。ラベル表示の対象となる機器は、家電機器(掃除機、エアコン、チェンソー、芝刈機)等。

◎米国規格協会ASA(American Standard Association)では、製品や機械から生じる音響出力をラベル等で表示している。対象は固定音源である全ての機器・機械。

### EUの取り組み

◎2000年EU指令にて、芝刈り機、建設機械をはじめとした57種の機器を対象にラベル表示を導入。放射する音の最大値を表示しなければならない。

EUにおける騒音ラベルの例



### 検討事項

- ①対象施設への適用の可能性
- ②騒音ラベリング制度で用いる騒音評価量(音響パワーレベル、一定距離における騒音レベル等)
- ③測定機関・認証機関・情報公開などの騒音ラベリング制度の導入に当たって必要な制度
- ④騒音ラベリング制度の対象施設に対する地方公共団体の関与の在り方 等

# 未規制施設等の低騒音化に向けた取り組み

## 各種ガイドラインの策定

・施設を設置・使用する事業者側の低騒音化に向けた取り組みとして、施設を設置・使用する際の騒音防止対策や施設の経年的な劣化に伴う騒音発生に対処するための維持管理方法を明らかにし、これに基づき着実な対策が実施されることにより低騒音化を図る。

①施設設置・使用の際の騒音発生防止に配慮するためのガイドライン

◎施設を設置・使用する際の騒音防止対策を明らかにする。

②施設維持管理の際の騒音発生防止に配慮するためのガイドライン

◎施設の経年的な劣化に伴う騒音発生に対処するための維持管理方法を明らかにする。

騒音ラベリング制度を実施する場合でも、当該ガイドラインを併用することによって、より確実に騒音防止対策を講じることが期待できる。

# 今後の検討に当たっての課題

(1) 規制的手法  
と情報的手法等  
の有機的な組み  
合わせ

(2) 周波数特性  
を踏まえた騒音  
対策

(3) 国と地方公  
共団体の規制  
等との関係を十  
分踏まえた望ま  
しい騒音行政の  
在り方



# 3 今後の取組

# 21年度の業務

1. 健康影響を加味した新たな騒音評価指標に係るガイドラインの作成
2. 騒音ラベリング制度導入の検討
3. 騒音マッピング制度の検討
4. 低周波音の影響に関する調査
5. 振動評価手法及び規制手法等検討調査
6. 騒音振動による住民反応(不快感)に関する社会調査



## ○背景・目的

- ◎近年、より良い生活環境に対する国民のニーズが高まり、騒音に関する苦情が増加。
- ◎WHO専門委員会が騒音による健康被害を指摘し、各国政府に対して、健康被害を防止する観点から騒音対策を考慮すべきと勧告。

これまでの騒音に係る環境基準や騒音規制法を基本とした体系だけでは十分な対応が難しい。

以下の施策の導入により低騒音の安全・安心の社会の構築を目指す。

(1)健康影響を加味した新たな騒音  
評価指標に係るガイドラインの作成

(2)低騒音と低炭素を組み合わせた  
騒音ラベリング制度の導入

(3)地域の環境騒音が把握できる  
騒音マッピング制度の導入

### (1) 新たな騒音評価指標の導入

⇒国民の騒音暴露量が減少し、睡眠影響をはじめとした健康影響が緩和

### (2) 騒音ラベリング制度

⇒低騒音型機器の普及による低騒音社会の誘導

### (3) 騒音マッピング制度

⇒地域の騒音状況を示すことで、住民自らの騒音問題に対する意識向上

⇒発生源及び受音側の騒音対策が推進

⇒都市計画等への活用により効果的な騒音防止対策を誘導

## ○スケジュール

- (1) 新たな騒音評価指標・・・諸外国の動向調査、ガイドライン作成(平成21～23年度)
- (2) 騒音ラベリング制度・・・国内外知見の収集、制度設計(平成21～23年度)
- (3) 騒音マッピング制度・・・国内外知見の収集、マッピング(平成21～25年度)



**ご清聴ありがとうございました。**